

令和5年6月23日

陸上養殖事業者 様

水産庁増殖推進部栽培養殖課

陸上養殖業に係る届出書の提出について

日頃から、水産行政に対して御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、今般、陸上養殖業について、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づく届出養殖業として定められました。

このため、下記に該当する陸上養殖業者の方におかれましては、下記の書類を作成し、提出期間中に、当該届出に係る養殖場の所在地を管轄する都道府県水産部局に提出してください。

御不明な点がありましたら、下記問合せ先の担当者まで御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、販売を伴わず試験研究として養殖する場合は対象外です。また、当庁や都道府県にお問合せ頂き、対象外との回答を受けている場合や、すでに届出書を提出されている場合は、御放念ください。

記

1. 提出が必要な書類

提出書類：届出養殖業の開始届出書（別記様式1）

提出期間：令和5年4月1日から令和5年6月30日まで

提出先：養殖場の所在地を管轄する都道府県水産部局

2. 注意事項

内水面漁業の振興に関する法律第38条に基づき、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金が科される場合があります。

3. お問合せ先

水産庁増殖推進部栽培養殖課養殖企画班

担当：豊嶋、小松、上田

電話：03-3502-0895（直通）

E-mail：saibaiyoushoku@maff.go.jp

（参考）届出制の対象となる陸上養殖業

陸地において営む養殖業であって、次の各号のいずれにも該当するもの。

一 食用の水産動植物（うなぎを除く。）を養殖するものであること。

二 次のいずれかに該当するものであること。

イ 水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの

ロ 養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの

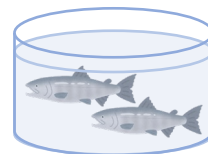
令和5年4月1日からスタート

陸上養殖業が届出制になります！

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、陸上養殖業が届出養殖業として定められました。

Q. 届出制の対象となる陸上養殖業は？

A. 次のような陸上養殖業が対象になります。



食用の水産物を、

- 海水や、淡水に塩分を加えた水等を使用して養殖しているもの。
- 閉鎖循環式で養殖しているもの。
- 餌や糞等を取り除かずに排水しているもの。

※餌や糞等の除去には、柵や網を設置する等の簡易な方法も含まれます。

対象外となるもの

- ・ 種苗生産
- ・ マス、アユ、コイ等の淡水掛け流し式養殖、ウナギ養殖 等は対象外です。

Q. 何を提出しなければならない？

裏面をご覧ください

ご不明な点等ございましたら、お問合せください。

問合せ先

水産庁増殖推進部栽培養殖課養殖企画班

電話：03-3502-0895 FAX：03-6744-2386

Webページ [養殖業の振興](#) [検索](#)

https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku_kaimen.html



Q. 何を提出しなければならない？



A. 「届出書」と「実績報告書」の提出が必要です。

様式はホームページに掲載するほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用した申請も可能になります。

✓ 届出書

- ①現に営んでいる方は、**令和5年4月1日（土）から同年6月30日（金）まで**の間に、
- ②新たに営もうとする方は、**養殖を開始する日の1か月前まで**に、「届出養殖業の開始届出書」を2部、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。

✓ 実績報告書

4月1日から翌年3月31日までの実績について、4月30日までに、届出をしている養殖場ごとに「実績報告書」を2部作成し、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。



届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、**10万円以下の罰金**が科せられることがあります。

参考

内水面漁業の振興に関する法律施行令

（届出養殖業の指定）

第二条 法第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、陸地において営む養殖業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 **食用の水産動植物**（うなぎを除く。）を養殖するものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。

- イ 水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの
- 養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの

	掛け流し式 (物質の除去あり)	掛け流し式 (物質の除去なし)	循環式
河川等の淡水湧水	対象外	○ (□)	○ (イ)
上下水道の水	対象外	○ (□)	○ (イ)
海水	○ (イ)	○ (イ、□)	○ (イ)

※ 着色箇所が届出制の対象。

※ 物質の除去には、柵や網を設置する等の簡易な方法も含まれる。

届出養殖業の開始届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	
	氏名	[法人にあっては、名称及び代表者の氏名]
	電話番号	() -

届出養殖業を行いたいので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第1項の規定により、届け出ます。

記

養殖場の名称			
養殖場の所在地			
養殖池数			
全ての養殖池の総面積及び総体積		m ²	トン
養殖する水産動植物の種類			
(令和5年4月以前から届出養殖業を営んでいる場合) 前年(4月から3月まで)の生産量			トン
1日当たり排水量			トン
取水先	河川(川)・海洋(湾)・ 水道水(そのまま使用・人工海水として使用) ・地下海水・その他()		
排水先	下水・河川(川)・海洋(湾)・用水路 ・その他()		
排水時の処理状況			
停電時における補助電源の 確保の有無	無 ・ 有(日分)		
開始予定時期			

備考1 上記報告の内容については、養殖業の振興に資することなどを目的に、集計した結果を公表します。

2 「開始予定時期」は、初めて受精卵又は稚魚を入れる時期を記入すること。

3 「排水時の処理状況」には、「〇〇による物理的ろ過」、「〇〇による生物ろ過」等、排水の処理方法を具体名も入れて記入すること。

①開始届出書

別記様式1

届出養殖業の開始届出書

○年○月○日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	〇〇県〇〇市〇〇1-1
	氏名	株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

業務上通常使用している名称を記載すること。
※特に名称を付けていない場合は、(例)に
ならない識別できるような名称を記載する。

養殖業の開始(初回の池入れ)の**1か月前まで**に養殖場が所在する都道府県に届け出ること。
※令和5年4月1日時点で既に養殖業を営んでいる者については、**令和5年6月30日まで**に届け出ること。

届出養殖業を行いたいのので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第1項の規定により、届け出ます。

記

複数の地番にわたる場合等は、代表地の住所を記載する。

養殖場の名称	(例) 第1養殖場			
養殖場の所在地	〇〇県〇〇市1-2			
養殖池数	2面			
全ての養殖池の総面積及び総体積	314	m ²	1,600	トン
養殖する水産動植物の種類	ニジマス(海水)			
(令和5年4月以前から届出養殖業を営んでいる場合) 前年(4月から3月まで)の生産量	200			トン
1日当たり排水量	0.5			トン
取水先	河川(〇〇川)・海洋(〇〇湾)・ 水道水(そのまま使用・ 人工海水として使用) ・地下水・その他()			
排水先	下水 ・河川(〇〇川)・海洋(〇〇湾)・用水路 ・その他()			
排水時の処理状況	ろ過フィルターによる物理的ろ過			
停電時における補助電源の確保の有無	無 ・ 有 (〇〇日分)			
開始予定時期	令和〇年〇月〇日			

さけ・ます類については、「ニジマス(淡水)」、「ニジマス(海水)」等のように、淡水と海水どちらの飼育水を使用しているか明記する。

時期等によって変動がある場合は、平均値と最大値を記載する。

養殖業の開始(初回の池入れ)の日を記載すること。
※令和5年4月1日時点で既に養殖業を営んでいる者については、「**令和5年4月1日**」と記載する。

※ この届出を受け付けた後、**農林水産大臣から養殖場ごとに番号を通知**するので、適切に保管すること。
※ 次ページ以降の書類の「養殖場の届出番号」欄には、その通知された届出番号を記載すること。

備考1 上記報告の内容については、養殖業の振興に資することなどを目的に、集計した結果を公表します。

2 「開始予定時期」は、初めて受精卵又は稚魚を入れる時期を記入すること。

3 「排水時の処理状況」には、「〇〇による物理的ろ過」、「〇〇による生物ろ過」等、排水の処理方法を具体名も入れて記入すること。

陸上養殖業の届出制に係る各都道府県の届出書等受付窓口

都道府県名	部課係名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道	水産林務部水産局水産振興課成長産業化戦略係 水産林務部水産局漁業管理課遊漁内水面係	〒060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-206-6546 011-204-5485
青森県	農林水産部水産局水産振興課栽培・資源管理グループ	〒030-8570	青森県青森市長島一丁目1番1号	017-734-9594
岩手県	農林水産部水産振興課	〒020-0022	岩手県盛岡市内丸10-1	019-629-5818
宮城県	水産林政部水産業基盤整備課養殖振興班	〒980-8570	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1	022-211-2943
秋田県	農林水産部水産漁港課調整・振興班	〒010-8570	秋田県秋田市山王4丁目1-1	018860-1885
山形県	農林水産部水産振興課成長産業化担当	〒990-8570	山形県山形市松波二丁目8-1	023-630-3071
福島県	農林水産部水産課資源増殖担当	〒960-8670	福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎8階)	024-521-7376
茨城県	農林水産部漁政課調整・漁船グループ	〒310-8555	茨城県水戸市笠原町978-6	029-301-4080
栃木県	農政部農村振興課水産資源担当	〒321-8501	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2351
群馬県	農政部蚕糸園芸課水産係	〒371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1	027-226-3095
埼玉県	農林部水産研究所	〒347-0011	埼玉県加須市北小浜1060-1	0480-61-0458
千葉県	農林水産部水産局漁業資源課資源管理班	〒260-8667	千葉県千葉市中央区市場町1-1	043-223-3037
東京都	産業労働局農林水産部水産課課務担当	〒163-8001	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	03-5320-4870
神奈川県	環境農政局農水産部水産課漁業調整・資源管理グループ	〒231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通1	045-210-4551
新潟県	農林水産部水産課資源対策係	〒950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5312
富山県	農林水産部水産漁港課水産班	〒930-0004	富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4階	076-444-3292
石川県	【海水養殖担当(淡水に塩分を加えたものを含む)】 農林水産部水産課漁業管理グループ	〒920-8203	石川県金沢市鞍月1-1	076-225-1653
	【淡水養殖担当】 農林水産部水産課企画流通グループ	〒920-8203	石川県金沢市鞍月1-1	076-225-1652
福井県	農林水産部水産課	〒910-8580	福井県福井市大手3丁目17-1	0776-20-0437
山梨県	農政部食糧花き水産課	〒400-8501	山梨県甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1614
長野県	農政部園芸畜産課水産係	〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7229
岐阜県	農政部里川振興課水産振興空漁業振興係	〒500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8293
静岡県	経済産業部水産資源課資源増殖班	〒420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9-6	054-221-2739
愛知県	農業水産局水産課資源・栽培グループ	〒460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6461
三重県	農林水産部水産資源管理課漁業調整班	〒514-8570	三重県津市広明町13番地	059-224-2588
滋賀県	農政水産部水産課水産振興係	〒520-8577	滋賀県大津市京町四丁目1-1	077-528-3873
京都府	農林水産部水産課漁政企画係	〒602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4997
大阪府	環境農林水産部 水産課 企画・豊かな海づくり推進グル	〒559-8555	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきまコスモタワー)22階	06-6210-9612
兵庫県	農林水産部水産漁港課	〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711
奈良県	食と農の振興部農業水産振興課総務・水産振興係	〒630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地	0742-27-7409
和歌山県	農林水産部水産局資源管理課漁業調整班	〒640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	073-441-3010
鳥取県	農林水産部水産振興課漁業振興班	〒680-8570	鳥取県鳥取市東町一丁目220番地	0857-26-7680
島根県	農林水産部 沿岸漁業振興課 沿岸・内水面漁業振興係	〒690-8501	島根県松江市殿町1番地	0852-22-5323
岡山県	農林水産部水産課振興班	〒700-8570	岡山県岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7446
広島県	農林水産部水産課水産技術指導担当	〒730-8511	広島市中区基町10番52号	082-513-3613
山口県	農林水産部水産振興課経営体育成班	〒753-8501	山口県山口市滝町1-1	083-933-3546
徳島県	農林水産部水産振興課振興流通担当	〒770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2472
香川県	農政水産部水産課漁業調整室	〒760-8570	香川県高松市番町4-1-10	087-832-3477
愛媛県	農林水産部水産局水産課漁場管理係	〒790-8570	愛媛県松山市一番町四丁目4-2	089-912-2621
高知県	水産振興部 漁業管理課	〒780-0850	高知県高知市丸ノ内1-7-52	088-821-4608
福岡県	農林水産部水産局水産振興課養殖内水面係	〒812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7-7	092-643-3563
佐賀県	農林水産部水産課漁業調整担当	〒840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7145
長崎県	水産部水産加工流通課 養殖・輸出振興班	〒850-8570	長崎県長崎市尾上町3番1号	095-895-2873
熊本県	農林水産部水産局水産振興課漁場管理班	〒862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2456
大分県	農林水産部水産振興課振興班	〒870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号	097-506-3953
宮崎県	農政水産部漁業管理課漁業管理担当	〒880-8501	宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号	0985-26-7146
鹿児島県	商工労働水産部水産振興課栽培養殖係	〒890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3433
沖縄県	農林水産部水産課栽培流通班	〒900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	098-866-2300